

## 監事報酬に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の監事報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

### (監事報酬の種類)

第2条 監事の報酬は、固定報酬と比例報酬の二種とする。

### (監事報酬の限度額)

第3条 固定報酬の限度額は、社員総会の決議によって定める。

2 比例報酬は、執務1日当たり県内業務3時間以内は5,000円、3時間を超える場合は9,000円、県外業務は10,000円とする。

### (監事報酬の支給)

第4条 固定報酬は、総会で定めた額を期末に支給する。

2 比例報酬は、月末締めで翌月に支給する。

### (期間計算)

第5条 監事の固定報酬は毎月15日に在職していたことをもって1ヶ月として月割計算する。

### (規則の改廃)

第6条 この規則を改正又は廃止するには、総会で決議しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成27年5月22日から施行する。